

神戸市立有野中学校 部活動にかかる活動指針

1 部活動の意義

有野中学校の部活動は、生徒の自主性、自発的な参加により行われ、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成をするものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって、体力や技能の向上をめざすことのみに偏ることなく、適切な指導や支援によって仲間と協力したり切磋琢磨したり、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができるようにする。

3 部活動のあり方

神戸市立中学校部活動ガイドライン(H30年4月策定)に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、活動中の事故やケガに十分に留意して、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。また、専門的な知識を有する部活動指導員(外部人材)を活用して充実した部活動の実施を目指すと共に、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底する。

4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが安全で楽しい部活動のルール作りをし、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

① 活動計画・実施報告書の作成

有野中学校の本方針に則り、顧問は毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動内容を把握し、生徒が安心、安全に活動を行い、過度な負担となっていないかを多くの目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は把握、指導、改善を行う。

② 活動時間及び日数について

- 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 - 早朝練習は、原則行わない。

③ 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検を徹底する。

④ 1年間の大会やコンクールなどの出場の見直しを行い、生徒、教員共に心身の負担や校外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の経済的な負担を軽減する。

対外試合等による校外への移動については公的交通機関(貸切バス・タクシー等を含む)を利用し、集合及び解散場所は校区内を原則とし、教員又は校長が認める部活動指導員の引率を厳守する。

5 本年度の部活動

① 本年度設置する部活動について

運動部；男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、男子卓球部
男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、野球部、陸上競技部、サッカー部
文化部；吹奏楽部、美術部、技術部、家庭科部、放送部

② 神戸市立中学校拠点校制度

本校にない以下の部活動において、原則として昨年度の参加者と新1年生が小学校時に1年以上継続して経験してきた生徒を対象として、この制度を活用することができる。

- | | | | | |
|--------|----------|--------|--------|-----------|
| 1. 柔 道 | 2. 剣 道 | 3. 体 操 | 4. 相 撲 | 5. バドミントン |
| 6. 水 泳 | 7. 硬式テニス | | | |

※「神戸市立中学校拠点校リーフレット」を参考にする。

③ 年間完全下校時刻

17:00

④ テスト前の部活動

- ◆ 定期考査・・・1週間前より活動休止期間とする。
- ◆ 実力考査・・・1日前は活動休止とする。 ＊前日の放課後から活動休止とする。
※共に考査終了日より活動できる。ただし、公式試合、学校行事前は、全職員、保護者の了承を得て、1時間以内の活動（特別練習）を認めることもある（保護者の承諾書が必要）。

⑤ 土・日・祝日などの警報発令時の部活動について

- ◆ 神戸市あるいは三田市に暴風、大雪、大雨、大雨洪水警報等のうちいずれかが午前7時現在で発令されている時は、登校しないで自宅で待機すること。
- ◆ 午前7時を過ぎて午前10時までに解除された時は、午後1時15分より部活動可能とする。
- ◆ 午前10時までに解除されない時は、部活動は中止とする。
- ◆ 部活動中に警報が発令された場合は、その都度適切な措置をとる。

⑥ 部活動の服装・更衣について

- ◆ 学校指定の体操服並びにウインドブレーカー・ユニフォーム、および部活動のTシャツやトレーナーの着用を認める。休日の登校時は制服、体操服、ジャージ等、試合会場に更衣場所が確保しにくいなどの状況に応じて、顧問の指示のもとユニフォームや指定の服装で登校しても構わない。
- ◆ ユニフォーム等、各部で購入する物品は、保護者の承諾を得て購入する。
- ◆ 下校時は更衣をせず、体操服で下校してもよい。部活動の服装での下校を認める。
- ◆ 各部で指定された場所で更衣する。荷物は活動場所近くの指定の場所に置く。
- ◆ 更衣室を使用した場合は、戸締り・消灯や室内の整理整頓に努める。

平成30年5月 策定

令和 6年4月 一部改訂